

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に対する日本薬剤師会の見解

平成15年10月

6月27日、標記基本方針が閣議決定されました。同基本方針の「構造改革への具体的取組」の部「規制改革・構造改革特区」の項に、「医薬品販売体制の拡充」として、「医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成15年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする。」との方向が示されました。

この記述を見る限り、「安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品」については、医薬品のままで薬局・薬店以外でも販売できるようにするのか、また、特例販売業の許可を与えることにより医薬品のまま一般小売店での販売を認めるのか、あるいは医薬部外品に分類変更するのか定かではなく、この点が明確にされておられません。

医薬品の安全対策の更なる強化は、政府の基本方針であり、昨年薬事法を改正し、本年7月30日には「薬剤師への医薬品副作用報告の義務付け」など、改正内容の一部が実施に移されました。

医薬品のままで薬局・薬店以外での販売が認められることは、政府の基本方針に逆行するものであり、政府の信頼を揺るがす大問題であります。

特例販売業は、離島や僻地など薬局等が存在しない地域に、例外的に認められるもので、その数は大幅に減少しており、今後とも縮小していくものと理解しております。

医薬品の一部を医薬部外品へ分類変更することについては、平成11年に専門家による検討が行われ、既に措置済みであると理解しております。

いずれにしても平成15年中の結論に向けて検討が行われておりますが、その場合専門家により十分かつ慎重な検討がなされ、医学・薬学的に妥当な結論が得られるよう強く求めるものであります。